

2022年度 運輸安全報告書



しずてつジャストライン株式会社



1.ごあいさつ

P.2

2.輸送の安全に関する基本的な方針

P.3~5

3.輸送の安全を確保するための体制

P.6~9

4.輸送の安全に関する目標と重点施策

P.10~32

5.自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

P.33~34

6.輸送の安全を確保するための取り組み

P.35~50

7.お客様・地域の皆様へのご協力をお願い

P.51~55

8.お客様・地域の皆様とのコミュニケーション

P.56~60

9.その他

P.61~65

日頃より、しずてつジャストラインにご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。また、地域の皆様におかれましては、当社事業に格別なるご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

長らく続くコロナ禍も5類に移行し、ようやく先が見通せる状況となりました。

当社は、「安全・安心・快適のあくなき追求」の経営理念に基づき、各種感染防止対策を講じるなど、安全で質の高い商品・サービスを提供し、地域のお客様に安心や快適をもたらすための事業活動を行い、より一層安全意識を高め、日々業務に取り組んでまいりました。

輸送の安全確保に関する基本方針である「安全方針」や「安全行動規範」のもと、社員一丸となって安全輸送に注力し、法令や規程の遵守、自然災害へ備えております。そして、輸送の安全を確保することが最大の使命と考え、日々の業務において継続的改善によるスパイラルアップを図り、安全対策に努めております。

近年の傾向として中途採用者の約8割が大型の運転経験のない者となっています。今までのような大型経験者を育ててきた環境とは大きく変わってきたことで、指導者側にも変化が求められるようになってきました。そのような中、2022年4月より訓練コースを併設した安全研修センターを新たに開設し、初任教育の場として、そして既存運転士の「安全の原点」となるいつでも立ちかえる場所として教育を開始しております。

加えて健康管理も重要な事故防止策と考え今後も引き続き安全に対する態勢、人づくり、投資を実施することで、地域のお客様から選ばれ信頼される企業となるように全社員一丸となって取り組んでいく所存です。

代表取締役社長 三浦孝文

静鉄グループでは、交通運輸事業だけでなく、すべての事業において「安全・安心・快適のあくなき追求」を経営理念としております。

当社では2006年10月に「安全管理規定」を定め、輸送の安全を確保することが事業の最大使命であることを「安全方針」として、その行動の基本となる模範を「経営理念」「組織ビジョン」「スローガン」に示し、全社員が一丸となって安全輸送を実現するための取り組みを継続的に行い、絶えずその見直しを図ることで安全輸送の維持・向上に努めてまいります。

(1) 安全方針

1. 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声を真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全が最も重要であるという認識を徹底させる。
2. 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan、Do、Check、Action）を確実に実行し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、安全性に関する情報については、積極的に公表する。
3. 輸送の安全の確保は会社における最重要事項であるという認識を徹底し、関係法令および本規程に定められた事項を遵守する。

(2) 安全行動規範

① 経営理念

安全・安心・快適のあくなき追求

静鉄グループの経営理念

② 組織ビジョン

矜持を胸に私たちみんなが
この街で幸せになるために

安全輸送に徹するプロとして、誇りを持って業務に臨み、
自己実現と地域貢献を志す決意を表現しています。

③ スローガン

スローガン

一.我々は、

お客様が安心して乗車できるよう
「健康管理」「運転技能の向上」「規則の遵守」に努め
安全輸送を確立します。

二.我々は、

お客様が移動中の時間をより快適に過ごしていただくための
ソフト・ハード面のサービスを充実させます。

三.我々は、

お客様が目的地までスムーズに移動できるよう
利便性を追求します。

社員一人ひとりが仕事を通じて果たすべき社会的な使命を表現しています。

④輸送を確保するための重点施策

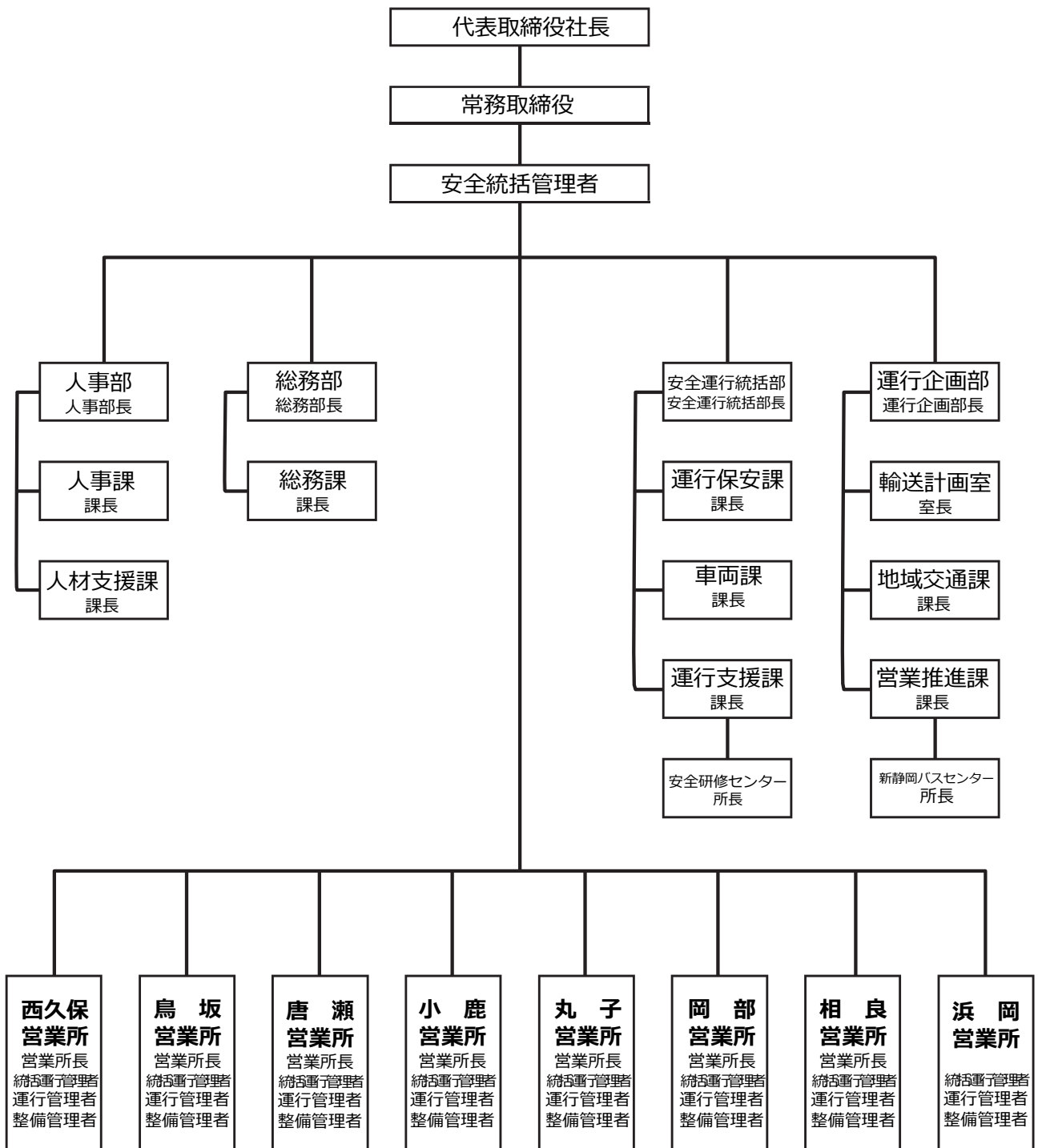
1. 輸送の安全に関する費用支出および投資を積極的かつ効率的に行うように努めること。
2. 輸送の安全確保に関する具体的な目標を定め、それを達成するための具体的な計画を策定し、的確に実行すること。
3. 計画が的確に実施されているか、適時適切に内部監査を行い、是正措置又は予防措置を講じること。
4. 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報伝達、共有すること。
5. 輸送の安全に関する教育および訓練の具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。
6. 道路運送法第35条に規定する管理の受委託の実施にあつては、受託者及び委託者は相互に協力・連携し、一丸となって輸送の安全性の向上に努めること。

当社では、2006年に道路運送法及び旅客自動車運送事業運輸規則に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、輸送の安全性の向上を図ることを目的として「安全管理規程」を制定いたしました。安全管理規程では、社長を最高責任者として各管理者の責任を明確にした上で各種施策を実行するとともに、その検証と改善を行うことで、安全性向上のためのPDCAサイクルを確実に実行し、輸送の安全水準の維持および向上に努めております。

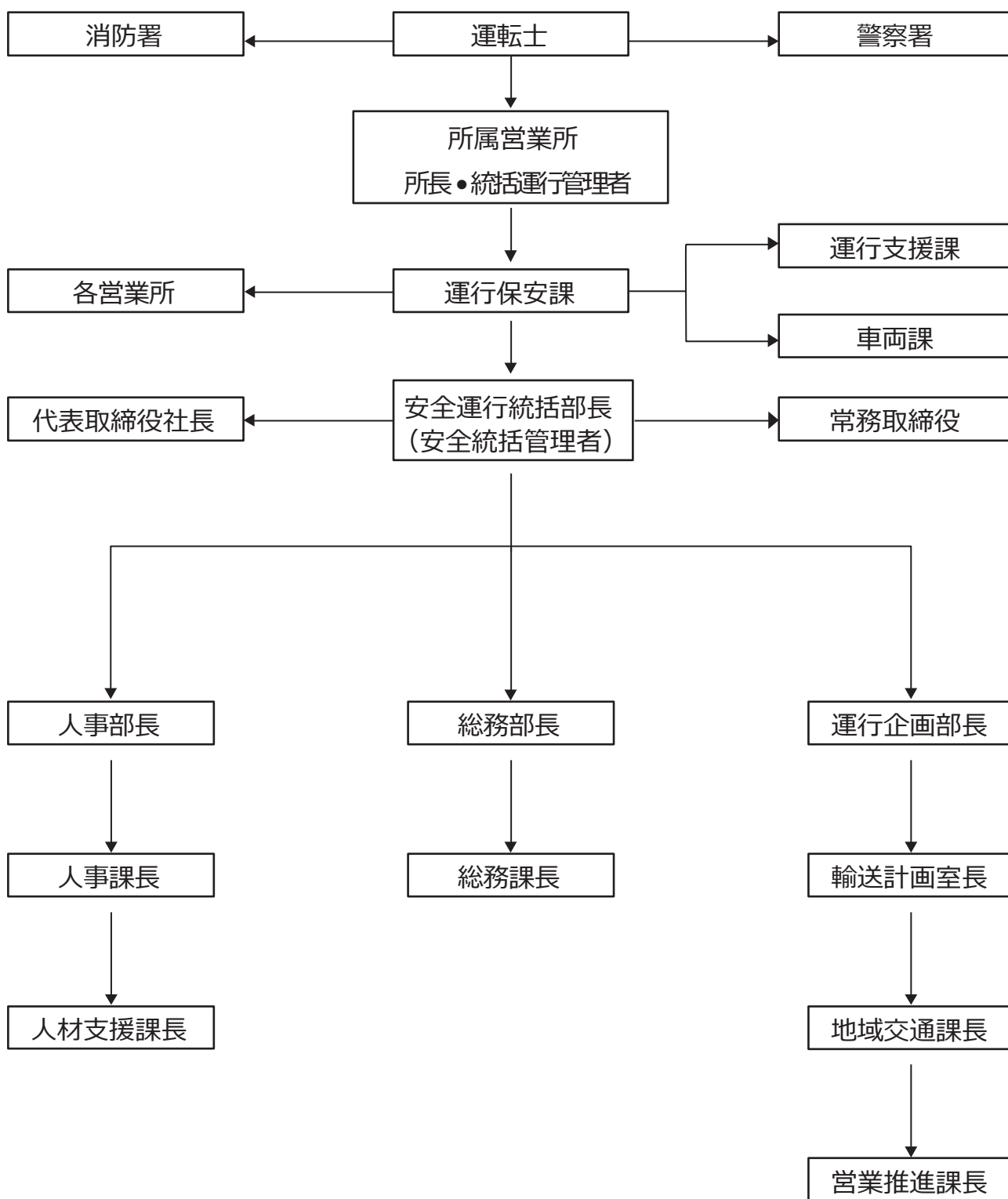
(1) 安全管理体制における職責

役職	責務
社長	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。
安全統括管理者	輸送の安全確保に関する業務を統括する。
運行管理者	安全統括管理者の指揮の下、営業所の輸送の安全確保に必要な運行管理を統括する。
整備管理者	安全統括管理者の指揮の下、営業所の輸送の安全確保に必要な車両整備を統括する。
安全運行統括部長	運行における管理、教育および車両整備を統括する。
運行企画部長	輸送の安全確保に必要な営業、管理に関する事項を統括する。
総務部長	輸送の安全確保に必要な設備投資、財務に関する事項を統括する。
人事部長	輸送の安全確保に必要な要員の確保、労務に関する事項を統括する。
営業所長	安全統括管理者の指揮の下、営業所の輸送の安全確保に関する業務を統括し、指導監督する。

(2) 指揮命令系統



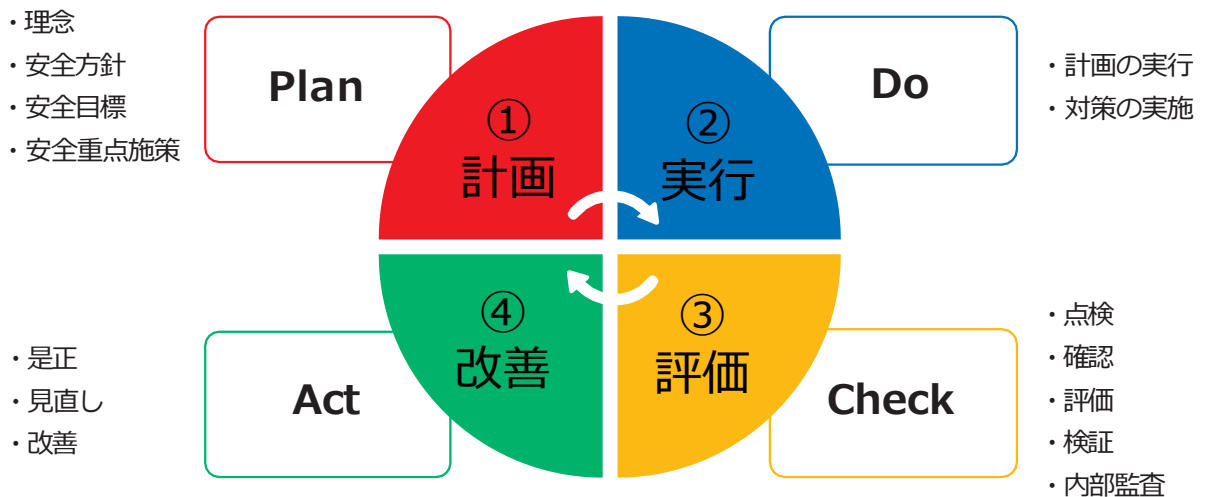
(3) 報告連絡体制



(4) 安全を確保するためのPDCAサイクル

PDCAサイクル

輸送の安全を確保するためには、安全管理体制にPDCAサイクルを組み込み、継続的に見直し・改善を図ることが重要となります。PDCAサイクルとは、「計画を立て、それを実行し、そして自らの取組をチェックし、見直しを行う」ことであり、当社では、その考えに基づき各種取組を行っています。



毎年、前年度の取り組み(安全目標、安全重点施策)を振り返ることでその成果と課題を明確にします。そして、当年度の取り組みを決定していきます。

(1) 安全目標 (2022年度)



重大事故の撲滅

(2) 安全重点施策 (2022年度)



- ①.安全態勢の強化
- ②.安全態勢を支える人材作り
- ③.安全輸送に関する設備投資

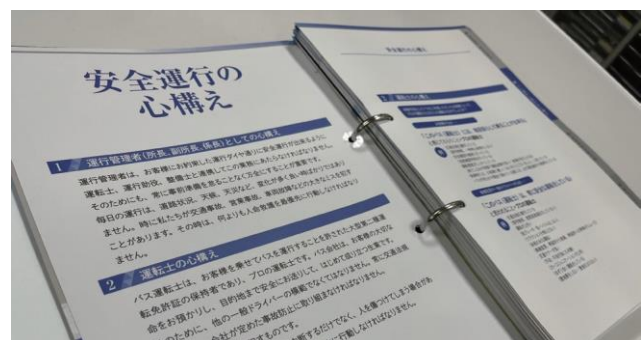
(3) 安全重点施策の実行



① 安全態勢の強化

(I) 事故防止

運転士の心構えや基本業務は「運転業務作業標準」に定めており、これに従い業務を行います。その中でも、運転操作の基本となる「重大事故撲滅5項目」は乗務に際して最も重視している安全の確実行動です。また、期首には「安全目標」と「安全重点施策」を定めこれを周知し計画的に各事故防止策を取り組んでいます。



運転業務作業標準

1 発車の操作

- ①全ての発車時、指差確認呼称「左・前よし、右よし、車内よし、発車します」を行う。

2 交差点での操作

- ①黄色信号時の進入は絶対厳禁する。
(歩行者信号点滅時は速度を緩め、停車の準備をする。)
- ②全ての右折時には、交差点中心で必ずアクセルペダルから足を離し、ブレーキペダルに足を置き一旦停車した後、安全確認し、徐行(10 km 以下)して進行する。(矢印信号は除く)
- ③全ての左折時には、ハンドルを切る手前で必ずアクセルペダルから足を離し、ブレーキペダルに足を置き一旦停車した後、安全確認し、徐行(10 km 以下)して進行する。(矢印信号は除く)

3 横断歩道での操作

- ①横断歩道を知らせる一つ目の道路標示位置(50m手前)で、歩行者の有無を確認し「歩道よし」と呼称する。
- ②横断歩道に進入する前には、必ずアクセルペダルから足を離し、ブレーキペダルに足を置く。

4 車間距離の操作

- ①走行中は、最低バス1台(10 m)以上の車間距離を確保する。
- ②停車中は、前車のナンバープレートが確認できる(2m以上)車間距離を確保する。

5 危険を予知した時の操作

- ①すぐに(1m)停車できる速度で徐行を行う、または一旦停車する。

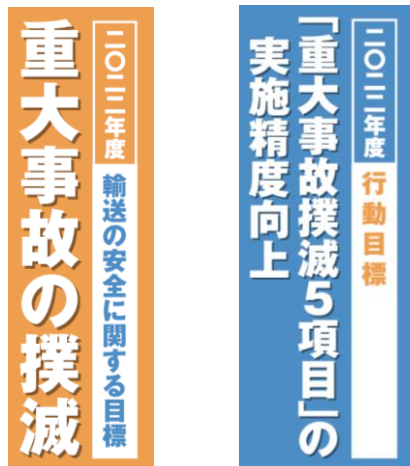


われわれの誓い

人の命は尊いものです。
われわれが使用するバスはその取り扱いを誤ると、利用していただくお客様や通行する人々に危害を加えてしまいます。ときとして、われわれのそのミスが人の命を奪うことにもなりかねません。だから、どうしてもミスをなくさなくてはならないのです。そのためにわれわれ全員が、防衛運転確立の手段である「重大事故撲滅5項目」を自分の身体に覚えこませ、いついかなるときもミスを防ぎます。一日の仕事を始めるにあたって、いつもこの気持ちをもたなければなりません。

平成19年4月制定

● 事故防止目標ポスター



輸送の安全に関する目標と行動目標についてポスターを作成し各営業所に掲示しています。

● 安全カード



運転士と所長・統括運行管理者とのコミュニケーションツールとして活用しています。

● リボン



(II) 運行管理

● IT点呼

運行管理者が行う「点呼」「運行管理」は安全輸送の最重要な業務です。その運行管理者の業務を支援すべく、当社では2017年3月より「点呼支援システム（通称：IT点呼）」と2018年3月より「バスロケーションシステム」を導入しています。運行管理にITを連携させることで、安全性を更に向上させています。

①概要

目的	設置機器	内容
出退勤状況の確認	大型表示器	大型モニターに出勤（退勤）時間等を表示する事で運転士に点呼状況を共有し、ミスを防ぎます。
厳正な点呼	静脈認証装置 アルコール検知器 免許証リーダー	静脈認証とアルコール検知器（記録画像付）を併用することで、確実に厳正な点呼を行い、出退勤の時間が各種機器により自動で記録されるため、点呼簿への記入などの作業が無くなるると同時に記入漏れが無くなります。また、アルコール検知時に免許証所持確認を行い、免許情報により有効期限切れを防止します。
健康状態の確認	問診用タブレット 体温計（非接触型） 血圧計（通信型）	乗務の可否を判断する際に必要な運転士の体調については、タブレットによる問診・体温測定・血圧測定により客観的に判定する為、体調不良者を乗務させる事が無くなります。また、全員の健康意識の向上が期待出来ます。
セキュリティの強化	ICタグ ICリーダー	ICタグ、ICリーダーで、車両の鍵と金庫の持ち出し・返却管理を行う事で、セキュリティの強化を図ります。

②出勤状態の可視化

大型モニターを使用することで、出勤状態を営業所内で可視化することが出来るようになりました。

出発	状況	車番	ダイヤ	出勤	名前	ALC	健康	鍵	金庫	点呼
西久保	中間	208	P04	11:26		あと3分	-	-	-	-
西久保	出勤	417	C01	11:28		あと5分	-	-	-	-
折戸	中間	301	C18	11:32		あと5分	-	-	-	-
包原	中間	2976	E02	11:35		あと5分	-	-	-	-
西久保	中間	556	C58	11:36		-	-	-	-	-
水旗部	中間	498	C17	11:42		-	-	-	-	-
西久保	中間	789	A18	11:46		-	-	-	-	-
西久保	中間	340	A04	11:51		-	-	-	-	-

モニター



点呼風景

③ 厳正な点呼

点呼時に運転士が静脈認証を行う事で、各種検査結果が点呼用画面に表示され、確実に厳正な点呼が行えます。(最大5人まで点呼可能)



静脈認証装置



点呼者用画像表示

アルコール検知時に免許証所持確認を行い、免許情報により有効期限切れを防止します。



アルコール検知時に免許証所持確認を行い、免許情報により有効期限切れを防止します。

④健康状態の確認

国土交通省で作成した「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に基づいた、タブレットによる問診・体温測定・血圧測定を行う事で、日々の運転士の健康状態を客観的に確認する事により、「健康起因による事故」を防止します。



「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に沿った問診



血圧計（通信型）

乗務可否基準	
タブレット問診内容	「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」参考
体温	当社基準値にて設定
血圧	

※体温・血圧数値は当社基準による
 ※血圧測定は健康診断で高血圧と診断された対象者が実施

⑤セキュリティの強化

車両の鍵と金庫については、各保管場所に設置したICリーダーに運転士が所持しているICカードと鍵・金庫に装着しているICチップを読み込ませる事で、持ち出し・返却管理を行い、セキュリティの強化を図ります。



ICカード・ICカードリーダー



ICタグ（鍵）



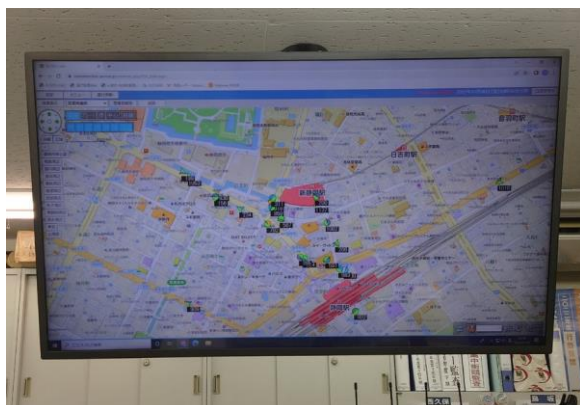
金庫リーダー

●バスロケーションシステム

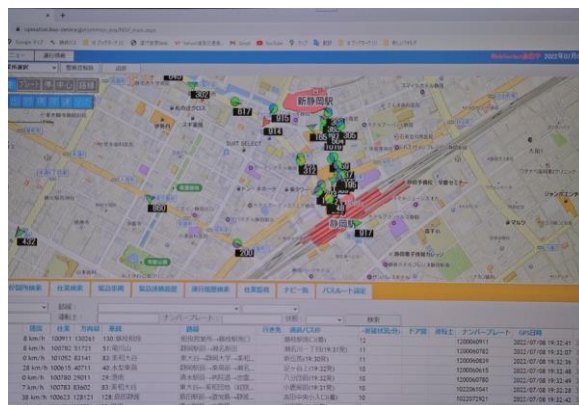
- ①バス位置情報
- ②遅延状況の把握

「バスロケーションシステム」を導入した事で、リアルタイムでバスの位置情報を把握することが出来るようになりました。

また、道路渋滞などにより発生する遅延状況もモニターで確認することが出来るようになり、運行管理は向上しました。



バス位置情報



遅延情報

- ③運行経路の間違い防止

運行経路間違いを防止する行先案内表示が運転席にある「電子スターフ」に表示されます。



運転士の電子スターフ

(Ⅲ) 健康管理

安全運行の基本は社員ひとり一人の健康管理からです。近年、全国的に健康を起因とする事故が発生しています。当社では法定の健康診断以外にも様々な体調管理に取り組んでいます。

- 脳ドック、人間ドック

疾病の予防や早期発見、生活習慣の見直しのための取り組みとして、人間ドックや脳ドックを定期的に行っています。



- 睡眠時無呼吸症候群

当社では、SASの早期発見のため、全運転士を対象に3年毎にスクリーニング検査を行っています。



- 感染症対策

インフルエンザの予防接種は毎年実施しております。また新型コロナウイルス感染症の拡大が長期化する中、公共交通事業者として、お客様と社員の命を守り、計画した運行を維持すべく、日本バス協会のガイドラインに従い感染防止に細心の注意を払っています。



(Ⅳ) 会議

定期的に行われる各種会議において、各施策の進捗や課題を常に確認し、早期に改善できる体制を構築しています。

- ・ 経営連絡会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・年12回
- ・ 営業所長会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・年12回
- ・ 本部事故防止委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・年12回
- ・ 支部事故防止委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・各営業所月1回程度
- ・ 整備管理者会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・年12回
- ・ 静鉄グループ運輸安全マネジメント委員会・・・・・・・・年1回



支部事故防止委員会



本部事故防止委員会

(V) 職場巡視

経営トップ、安全統括管理者は、毎月運行営業所を巡視することで双方の意見交換を行い綿密な安全管理体制を確認しています。

- ・経営トップによる職場巡視（毎月1回程度）
毎月1回各営業所へ訪問し、運輸安全マネジメントに対する取組み状況確認や現場部門での問題点を共有しています。
- ・安全統括管理者による職場巡視（毎月1回程度）
毎月1回各営業所へ訪問し、現場部門での問題点を共有しています。



職場巡視

(VI) 新たな取り組み（車検）

● 「車検整備」の開始

相良営業所の整備工場は2021年5月国土交通省・中部運輸局より「指定自動車整備事業」として指定されました。相良営業所・浜岡営業所所属車両の車検を行っております。



検査風景

② 安全態勢を支える人材作り

(I) 人材確保（採用活動）

バス輸送の根幹を支える運転士。

バス業界の最大の課題は、運転士不足です。

当社ではこの課題を解消すべく様々な採用活動に取り組んでいます。

● 各種支援制度

- ・ 大型 2 種免許取得支援
- ・ 充実の教育

（専用コースで技能に応じた教育プログラムをベテラン教官が指導）

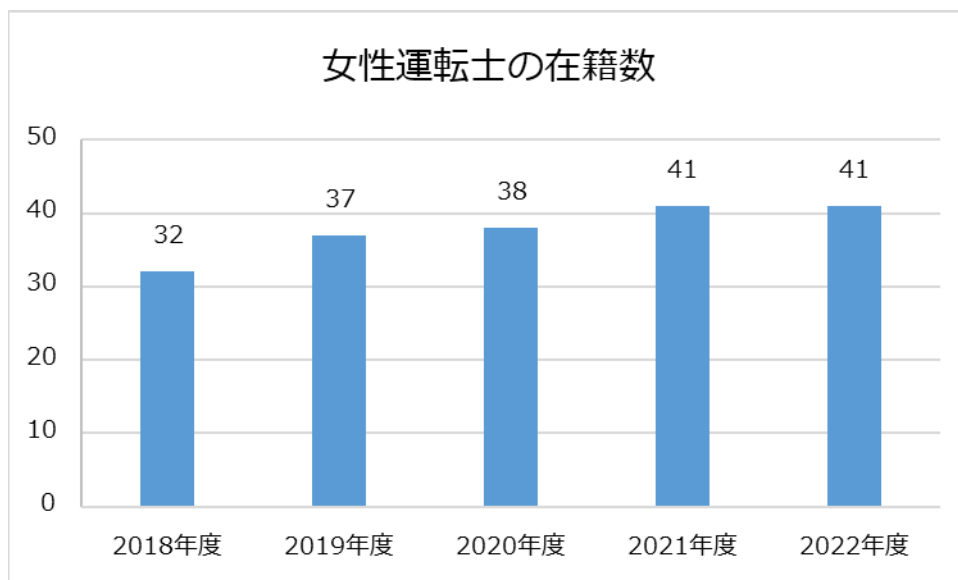


● 女性の人材確保

当社では約40名の女性運転士が活躍しています。

その在籍率は全運転士の5%となり、業界平均（2%）を大きく上回ります。

女性が安心して働ける環境整備と教育に力を入れています。





女性用トイレ



女性用休憩室

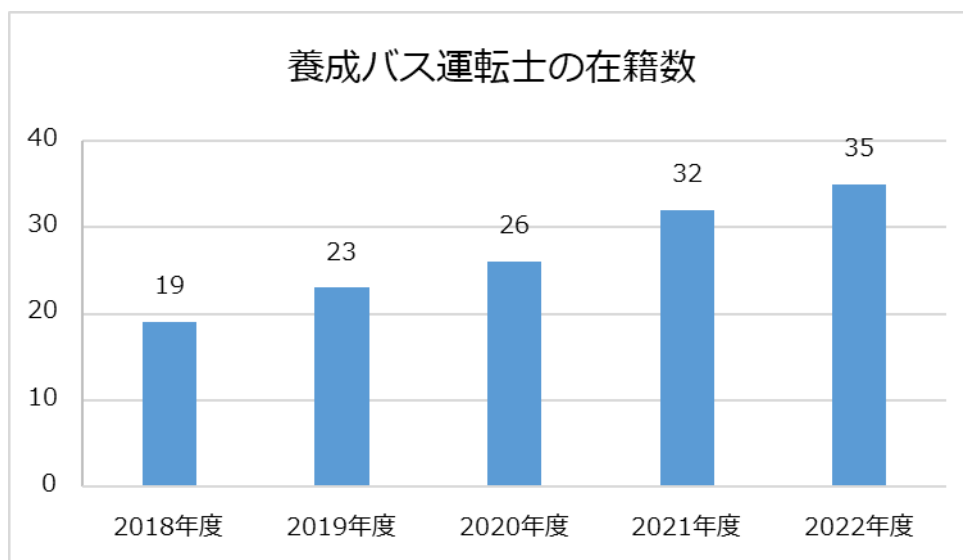
(II) 育成

● 養成バス運転士

当社ではバス運転士を希望する全国の高校生、専門学校生の新卒採用に力を入れています。特に「養成バス運転士」制度は、バス運転士に必要な免許である大型2種免許を取得できるまでの期間を、運転士以外の職種（事務や整備、窓口係）として働きながら、運転教習などの研修を通し、バス運転士に関する専門知識や技術を学びます。

● 運輸基幹職

運輸基幹職は、大学生の新卒者がさまざまなキャリアステップを自ら選択していくことができる職種です。約5年間の運転士のキャリアを積んだ後は運行管理の業務や管理部門で運転経験を活かしたダイヤ作成や安全対策を検討するなどあらゆる場面で力を発揮することが可能な職種です。



研修風景(運転訓練)

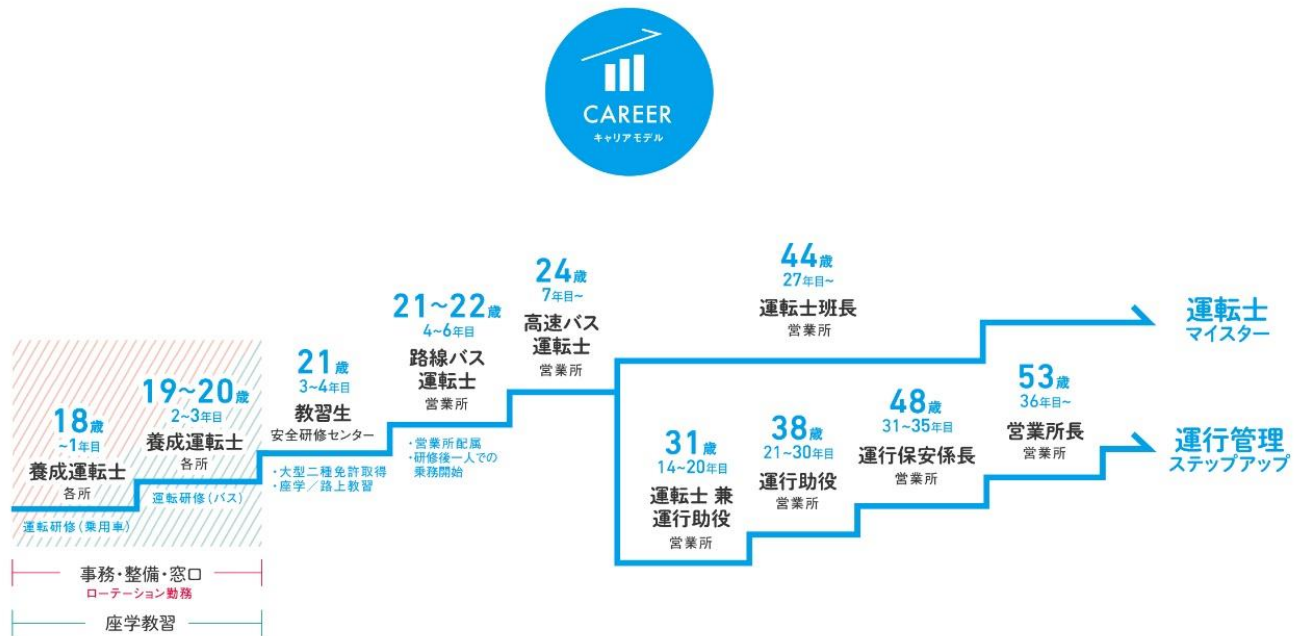


研修風景(整備)



研修風景(事務)

養成バス運転士キャリアモデル



運輸基幹職キャリアモデル



●バス体験乗車会

当社では、採用活動の一環として定期的に「バス体験乗車会」や「会社説明会」を開催し、バス運転士の仕事の魅力（楽しさ、やりがい）を紹介しています。



●TVCMの放映



(Ⅲ) 研修

研修は、社員の年齢・勤続・職務内容・職務経歴・役職に応じて計画的に実施しました。

・運転士

区分	対象者	教育内容	対象回数	受講者 延べ人数
乗務 年数別	1年未満	運転技能、接客接遇の確認	1回	28名
	2年未満	運転技能、接客接遇の確認	1回	16名
	10年目	接客接遇の向上、運転死角 身体障がい者講師による車いす教習	1回	10名
	15年目	接客接遇の向上、運転死角 身体障がい者講師による車いす教習	1回	5名
	20年目	接客接遇の向上、運転死角 身体障がい者講師による車いす教習	1回	10名
	36ヵ月毎	適性診断と運転技能教習（安全運転訓練車）	1回	212名
年齢別	60歳以上	技能確認教習（安全運転訓練車）	1回	67名
業務/役職別	高速/貸切運転士	救急救命講習	1回	51名
		雪上訓練	2回	19名
	運転士班長	班別事故防止への取組	2回	44名
全運転士	全運転士	危険予知教習 （ドライブレコーダーを用いた教習）	3回	全運転士 (540名)
		重大事故振り返り教習	7回	全運転士 (540名)
		運転業務作業標準を用いた運転操作 及び接客教習（ZOOM）	3回	全運転士 (540名)
		外部機関による運転技能向上	1回	15名
		マイクアナウンス研修	1回	5名

・運転士以外

区分	対象者	教育内容	対象回数	受講者 延べ人数
職種別	養成運転士（1年目）	運転業務作業標準を用いた基礎教習 自動車学校コースを用いた実技教習	24回	4名
	養成運転士（2年目）		26回	6名
	養成運転士（3年目）		25回	4名
	初任統括運行管理者	法令教習、統括運行管理者の実務教習	1回	1名
	運行管理者	法令改正説明、実務教習	2回	34名
	整備士	整備主任者技術研修	1回	36名
		整備主任者研修（法令）	1回	24名
		事業場管理責任者研修	1回	1名
		自動車検査員研修	1回	4名
		整備管理者技術研修	1回	9名
		低圧電気取扱業務特別教育	1回	24名
	タイヤ空気圧充てん業務の作業者に対する安全教育	1回	1名	
本社管理部門	運輸安全マネジメント研修	1回	156名	



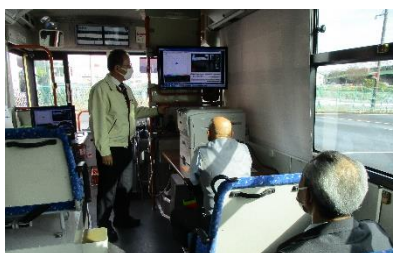
危険予知講習



マイクアナウンス研修



整備主任者技術研修



技能確認講習（安全運転訓練車）



作業標準教習（WEB）



救急救命講習

(IV) 訓練 (外部との連携訓練)

訓練は実践を想定して行っており、近年では災害リスクが高いと想定される「地震・津波」発生時の初動訓練を強化しています。

●総合防災訓練の概要

① 目的

地震・津波発生時の迅速な避難行動・旅客誘導の強化及び防災意識の向上

② 想定

南海トラフ巨大地震が県内の広い範囲で発生し、沿岸部を中心に津波が押し寄せ、当社の営業エリア全域に甚大な被害が発生

③ 訓練内容

- ・避難行動 (津波ハザードマップにより避難先の確認)
- ・旅客誘導 (走行中の一時停車と車内アナウンスの実施)
- ・情報伝達 (安否確認システム、無線の使用)
- ・消火活動 (火災時の消火)
- ・発電 (災害対策車を活用した電源確保と発電機を用いた無線起動訓練)

④ 実施日

・2022年 9月 1日 ・2022年11月 25日 ・2023年 3月 9日



消火器訓練



非常扉訓練



発電機訓練

〈外部機関との連携訓練〉

日本坂トンネル防災訓練・施設説明会

中日本高速道路株式会社が主催の訓練・説明会に参加



日本坂トンネル防災訓練



施設説明会

(V) 発表会

運転士の運転技術・安全意識の向上とプロ意識の醸成を目的に、毎年競技会を開催しています。

● 静鉄バスドライバーズコンテスト（第5回）

①日時 2022年11月 5日（土）

②会場 安全研修センター（サブコース）

③競技種目

- ・ 始業点検
- ・ 車イス
- ・ タコつぼ
- ・ 方向転換
- ・ 隘路進入
- ・ 鋭角
- ・ 直進障害
- ・ 幅寄せ

④競技方法

各営業所の代表者が日頃の成果を競います。



出場者集合写真



優勝者



方向転換



隘路進入



鋭角



直進障害

● 静岡県バス協会 バスドライバーズコンテスト（第1回）

（社）静岡県バス協会の主催で協会会員12社から各1名が参加し運転技術を競いました。

①日時 2023年2月19日（日）

②会場 安全研修センター

③競技種目

- ・ タコつぼ
- ・ 縦列駐車
- ・ 直進障害
- ・ 方向転換
- ・ 鋭角



県バス協会ドライバーズコンテスト風景

当社からはドライバーズコンテスト優勝者が参加し、総合優勝できました。

(VI) 新たな取り組み

当社では、社員が自社のありたい姿や仕事の価値観を共有するために2019年度に組織ビジョンを作成し研修を通じて社員に浸透させてきました。

今年度につきましては、組織ビジョン「矜持を胸に、私たちみんながこの街で幸せになるために」の実現のため、業務の中でこれまで当たり前であったことへの“新しい気づき”にチームで取り組むことで業務改善を通じて職場の活性化や各自の成長、達成感を感じられる状態をゴールとしました。

来年度以降も組織ビジョンの実現に向け取り組んでいきます。

Communication Message 25 | 会社からのメッセージ:25

JIP'22成果発表会の開催



1月10日にグランシップにてJIP'22成果発表会を開催しました。
当日は、本社部門、整備部門、運転士部門、運行事務部門の総勢33チームの中から予選会を勝ち抜いた10チームによる、熱心なプレゼンテーションが繰り広げられました。

○総合賞

《最優秀賞》相良運転士チーム

テーマ:雨天時の視認性向上

《優秀賞》輸送計画室

テーマ:ダイヤ編成システム改修に向けた課題の洗い出し

小鹿・丸子整備チーム

テーマ:若手の技術向上と作業の平準化

○特別賞

《リブ賞》西久保運転士チーム

テーマ:安全カード運用方法変更



【取り組みの目的とゴール】

取り組みの目的は、組織ビジョン「矜持を胸に、私たちみんながこの街で、幸せになるために」の実現です。
業務の中でこれまで当たり前であったことへの「新たな気づき」にチームで取り組み、業務改善を通じて職場の活性化や各自の成長、達成感を感じられる状態をゴールとしました。

【成果発表会について】

皆さんが職場や仕事に真摯に向き合う姿勢が伝わってきました。
この経験から得たものは皆さんの宝です。まずは一步を踏み出すことが出来ました。
また、他チームの発表から、自分達もやってみよう、定着させていくにはどうしたら良いのだろうかといった課題等、新たに学んだことも多かったと思います。
より良くしたいという思いが広がっていくことや、仕事や職場の中で充実感や成長実感の手応えを感じることは、皆さんの幸せの実現に必要なプロセスです。
組織ビジョン「矜持を胸に、私たちみんながこの街で、幸せになるために」の実現に向けて、共に取り組んでいきましょう。



静鉄バスの
ムービーが
見られます。

取締役社長 三浦 孝文

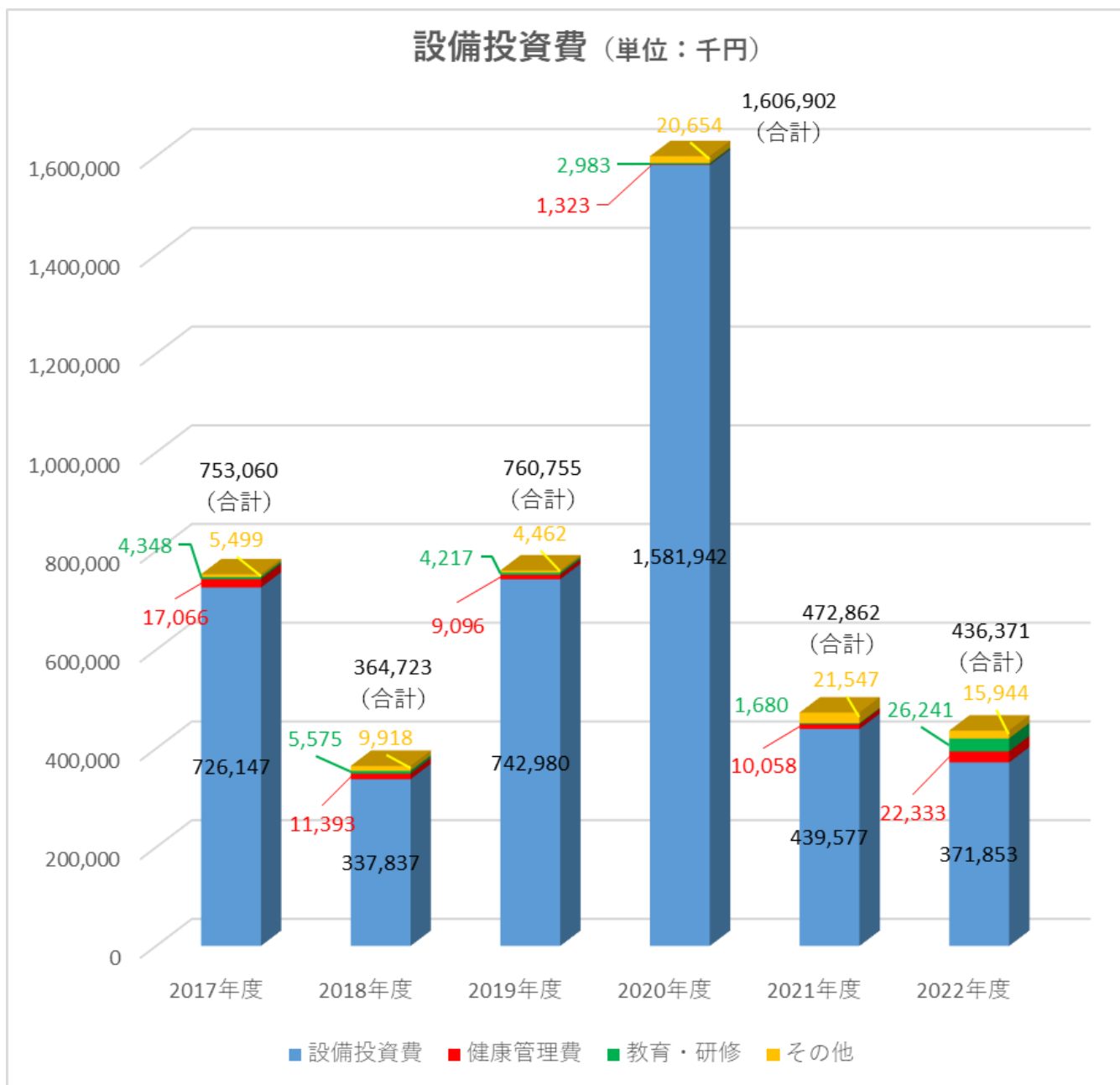


インナーコミュニケーション

③ 安全輸送に関する設備投資

(I) 2022年度の実績

2022年度の設備投資に関する主な実績は次のとおりです。



(4) 安全重点施策の実施に関する検証



① 会議

以下の会議にて、安全目標に対する達成度と安全重点施策の進捗管理と効果検証（問題点の洗い出し等）を行います。

- ・本部事故防止委員会 年12回
- ・整備管理者会議 年12回
- ・運輸安全マネジメント委員会 年 4回
- ・静鉄グループ運輸安全マネジメント委員会 年 1回

② 監査

- ・点呼監査 始業点呼が厳正に行われているか確認（年12回）
- ・乗務監査 乗務中の重大事故撲滅5項目の精度を確認（随時）
- ・街頭監査 交差点における、重大事故撲滅5項目の確認及び操作精度と道交法遵守の確認（年12回）



街頭監査



点呼監査

③ 内部監査

安全管理体制の構築・改善における取り組みの適合性および安全管理体制の有効性の確認を定期的に行い、経営トップと安全統括管理者に報告します。

- ・監査人 （総務部総務課）
- ・被監査対象 （経営トップ、安全統括管理者、安全運行統括部、営業所）
- ・年間2回 （1月、2月）

④外部機関による調査

- (Ⅰ) 目的
 - ・ 自社運転士の運転操作・接客接遇等の現状把握
 - ・ 他社との比較を行うことによるレベル感、強み・弱みの把握
- (Ⅱ) 委託業者 株式会社南海リサーチ&アクト
- (Ⅲ) 委託内容 運転操作・接客接遇等乗り込み調査および他社比較分析
- (Ⅳ) 比較会社 当社含む5社
- (Ⅴ) 調査方法 1社約30台前後に乗車し運転・接客調査を実施。

調査結果を生かした今後の取組への活用

- ・ 調査結果を踏まえた運転環境の改善
- ・ 接客接遇標準の策定
- ・ 今後の指導・教育への活用

年度末に安全目標及び安全重点施策に関する「評価」を行います。そして、「改善」を行いながら次年度の「計画」を策定していきます。

① 安全目標（2023年度）

人身傷害事故の削減

② 安全重点施策（2023年度）

I. 安全態勢の強化

- ・ 重大事故撲滅5項目の精度向上
- ・ 運行管理の強化
- ・ 改善基準改定に伴う働き方の見直し

II. 安全態勢を支える人材作り

- ・ 人材の確保
- ・ 教育プログラムの改訂
- ・ 指導力の向上

III. 安全輸送に関する設備投資

- ・ デジタコ・ドラレコの更新
- ・ 先進車両の導入による運転士負担軽減
- ・ 中期計画に沿った営業所設備の新設、運用方法の検討

(1) 安全目標に対する達成状況

自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計は次のとおりであります。

	2022年度	2021年度	2020年度
事 故	0件	0件	0件
車両故障	4件	4件	0件

※上記件数は弊社に責任のない事故件数も含みます。

【参考】自動車事故報告規則第2条(抜粋)

この省令で「事故」とは、次の各号のいずれかに該当する自動車の事故をいう。

1. 自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両と衝突し、もしくは接触したもの
2. 10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの
3. 死者又は重傷者(注1)を生じたもの
4. 10人以上の負傷者を生じたもの
5. 自動車の積載されたものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの(危険物・火薬類等)
6. 自動車の積載されたコンテナが落下したもの
7. 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に傷害(注2)が生じたもの
8. 酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は麻薬等運転を伴うもの
9. 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの
10. 救護義務違反があったもの
11. 自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの
12. 車輪の脱落を生じたもの(故障によるものに限る)
13. 橋脚、架線その他の鉄道施設を損傷し、3時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの
14. 高速自動車国道又は自動車専用道路において、3時間以上自動車の通行を禁止させたもの
15. 自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの

注1: 14日以上入院を要する傷害や、入院を要する傷害で治療を要する期間が30日以上のもの等

注2: 11日以上治療を要する傷害

(2) 社外表彰

- 第59回静岡県自動車連合会 安全運転コンクール

表彰名	営業所名
静岡県自動車連合会会長特別表彰 静岡県自動車連合会会長表彰	岡部営業所
中部運輸局静岡運輸支局長 静岡県自動車連合会会長連盟表彰	丸子営業所、相良営業所
静岡県自動車連合会会長表彰	西久保営業所

- 令和4年度個人表彰実績

表彰名	該当者
国土交通省 自動車関係功労永年勤続バス運転者／国土交通省大臣表彰	1名
国土交通省中部運輸局 自動車関係功労永年勤続バス運転者／中部運輸局局長表彰	6名
国土交通省中部運輸局静岡運輸支局 自動車関係功労永年勤続バス運転者／静岡運輸支局支局長表彰	1名
公益財団法人日本バス協会 優良運転者／日本バス協会会長表彰	3名
一般社団法人静岡県バス協会 優良バス運転者／静岡県バス協会会長表彰	11名
静岡県高速道路交通安全協議会 優良運転者／隊長・会長連盟表彰	6名
静岡県高速道路交通安全協議会 優良運転者／中部支部長表彰	6名

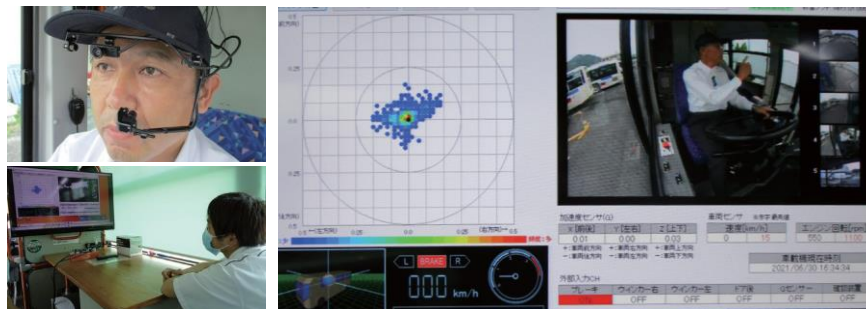
これまで当社で実施してきました「輸送の安全を確保するための取り組み」についてご報告致します。

(1) 安全運転訓練車の導入

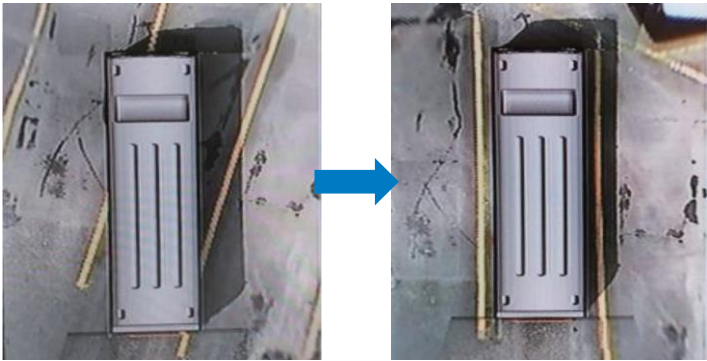
安全運転訓練車は、安全確認行動の向上、運転技術の向上を目指し、2016年 2019年に1台ずつ2台導入しました。「安全確認行動」「運転技能」における癖（問題点）を表示・数値化する事により運転士自らが自分自身の癖（問題点）を把握できることで理解度が高まります。また、指導においても説得力の高い指導が可能となります。

目的	搭載装置	指導内容・機能
安全確認行動の向上	視点計測	歩行者・各ミラーに注意を払っているかを確認 アイマークレコーダー
	安全確認装置	車内の乗客、車外の障害物に見立てた機器での確認 ・前方バンパー・左右側面 LED ・前方死角確認用可動プレート ・車内立ち客確認用マネキン ・後ステップ確認用可動プレート
	映像収録	運転姿勢・ハンドル操作・乗降扉操作の適切な使用確認 ・カメラ : ドライブレコーダー サウンドアイ 車内外死角確認用カメラ ・カメラ数 : ドライブレコーダー (4)+アイマークレコーダー (1) サウンドアイ (4) 車内死角 (2) 車外死角 (2)
動揺計測		発進・停止・右左折時の揺れを加速度センサーで計測
走行データ計測		エンジン回転数・走行速度の計測・ブレーキ・ウインター
燃費の向上	燃料消費体感装置	燃料消費量・燃費を計測

- 視点計測・映像収録・動揺計測・走行データ計測(運転データリアルタイム表示)



● 全方位確認カメラ (サラウンドアイ)



サラウンドアイで車両上方からの視点で車両特性（車両の動き方）を理解します。駐車スペースに対し車体がどのような状態になっているのか、どのように操作すればよいのかを具体的に理解できます。

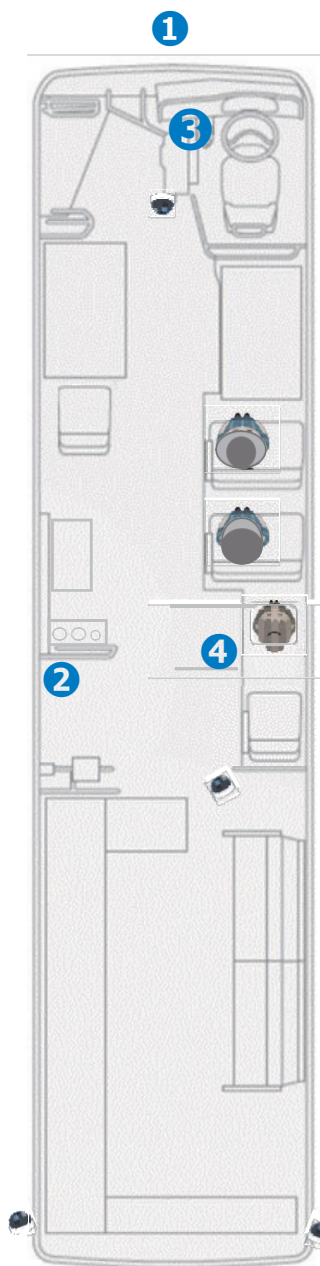
● 安全確認装置



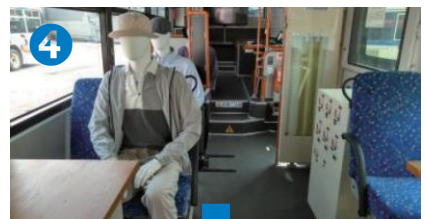
前バンパー下から子供に見立てたプレートを出し車両前方の死角の安全確認をしっかりと行っているかを確認。



後扉ステップに乗車客に見立てたプレートを出し扉操作時に後扉付近の安全確認をしっかりと行っているかを確認。



車内ミラーでは確認することができない車内の死角を天井 2 箇所を設置した車内カメラで上方からの視点で確認。バックミラーだけでは確認できない車外の車両側方の死角を車両後方 2 箇所に設置したカメラにより確認。



発停時及び走行中に車内安全確認をしっかりと行っているか、発停時のG値が基準値内であることを乗客に見立てたマネキンにより体感で確認。

(2) 走行訓練の実施

雪道を想定した雪上訓練や、クレフィール湖東など外部の訓練専用コースでの走行訓練を乗務経験や乗務内容に準じて行います。



雪上訓練



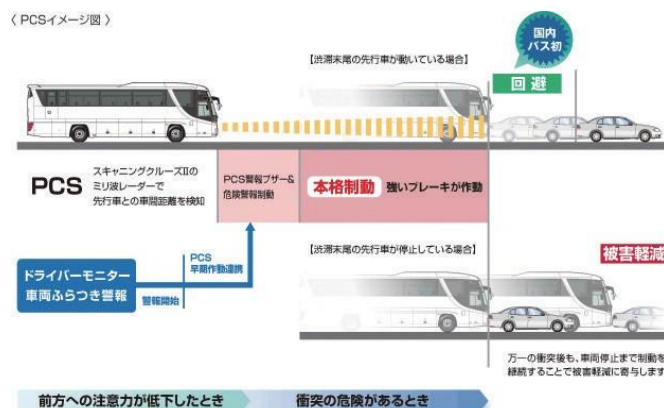
クレフィール湖東

(3) 車両設備の拡充

① 車両設備 (ASV)

(I) 衝突被害軽減ブレーキシステム (PCS)

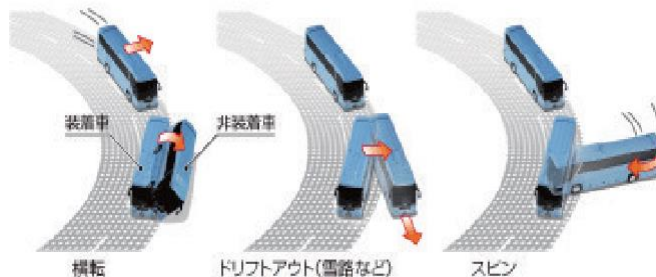
衝突時の速度を抑え、衝突被害の軽減に寄与するシステムです。走行中、ミリ波レーダーが常に前方を検知・分析。万一追突の恐れがある場合に警報やブレーキ作動で注意を促し、追突の可能性が高くなるとより強力なブレーキが作動します。高速道路走行車両で43台導入しています。



(II) 車両安定制御システム (VSC)

カーブを曲がる時に起こる横滑りを抑え車両を安定させるシステムです。車両の横滑りセンサーが検知すると各タイヤに自動的にブレーキをかけたり、エンジンパワーを制御し車両を安定させます。高速道路走行車両で34台導入しています。

〈VSC装着車と非装着車の比較/イメージ図〉



(Ⅲ) ドライバーモニター

画像センサーを用いて走行中ドライバーの顔の向きや瞳の開閉状態をカメラでモニター。前方への注意力不足を検知した場合、警報音と警告表示で注意を喚起します。高速道路走行車両で33台導入しています。



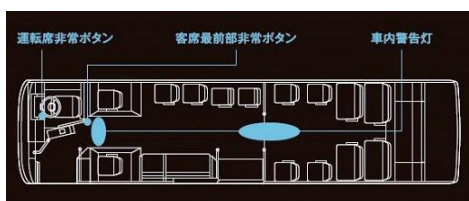
モニターカメラがドライバーの運転状態を確認

(Ⅳ) ドライバーモニター異常時対応システム (EDSS)

ドライバーに異常が発生した場合、運転席と客席最前部に設置された非常ボタンにより、車両を緊急停止させる安全装置です。42台(乗合バス29台、特急・都市間高速線13台)導入しています。



ドライバー異常時対応システム



運転席非常ボタン



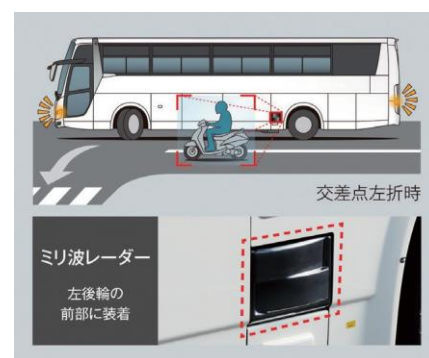
客席最前部非常ボタン



車内警告灯
(前)

(Ⅴ) アクティブ・サイドガード・アシスト (巻き込み防止センサー)

高精度ミリ波レーダーが広範囲にわたり自転車、バイク等を検知、左折巻き込み事故を防止します。高速道路走行車両15台に導入しています。



交差点左折時

ミリ波レーダー
左後輪の
前部に装着

② 事故未然防止の装置

(I) 後付け型衝突防止補助装置（モービルアイ）

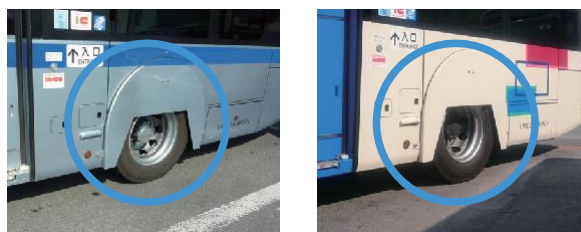
モービルアイは、衝突防止補助装置で、車両のフロントガラスに取り付けたカメラが前方車両との距離やふらつき運転、歩行者との接近等、衝突の危険性を察知した場合に、警告音とアイコン表示で運転士に知らせます。ASV技術搭載車以外的高速道路走行車両24台に導入しています。



モービルアイ

(II) リヤタイヤ巻き込み防止カバー（低床バス）

左折時、後輪での巻き込み事故を防止するカバーです。一般路線低床バス86台に導入しています。



リヤタイヤ巻き込み防止カバー

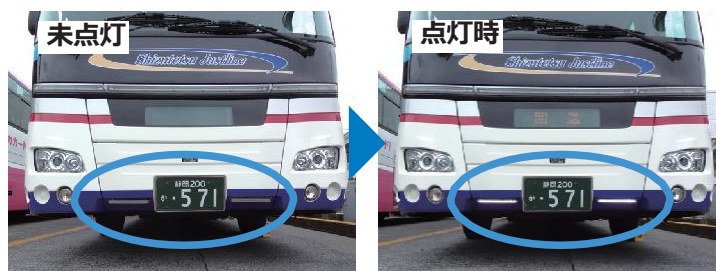
(III) お知らせ安全くん（右左折時注意喚起放送）

バスが右左折する際に、歩行者・自転車に対して注意喚起する放送システムです。これにより右左折時の巻き込み事故が低減されます。



(IV) デイライト

他の自動車へ自車の存在、位置を知らせる事で事故防止につながります。



デイライト

(V) ヘッドライトのLED化

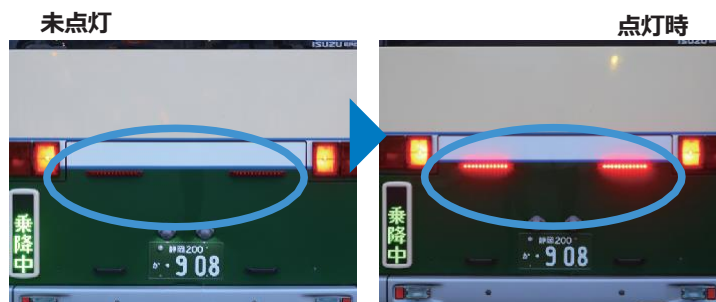
夜間や雨天時の視認性向上により、事故防止につながります。消費電力を抑えながら、広範囲を照らす事ができます。これまでに導入した車両でLEDライトへの交換が可能な車両に順次導入しています。



ヘッドライトのLED化

(VI) リヤLEDストップランプの増設

バス停で停車中に自車が停車していることを後続車に知らせる事で追突される事故の防止につながります。



リヤLEDストップランプ

(VII) 車内モニターの増設

車内ミラーでは確認が難しい後部座席付近を2画面モニターで映し出すことで車内事故防止につながります。



車内モニター

(Ⅷ) フットライト (夜間車内事故防止)

夜間のバス車内 (足元) が暗い為、客席下にダウンライトを設置。夜間の通路を明るく照らし防犯や車内事故防止につながります。

(車両 (三菱ふそう) 10両に設置)



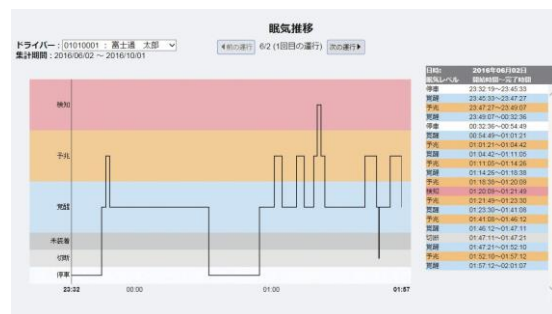
通路灯

(Ⅸ) 眠気検知センサー (フィーリズム)

ドライバーの脈波から眠気の傾向を察知し、瞬時にドライバーに通知するセンサーです。高速道路走行車両42台に導入しています。



フィーリズム



眠気記録表示

(Ⅹ) クラウド型デジタルタコグラフ

走行中の速度等の変化をグラフ化し、運転の状況・位置情報をリアルタイムに把握できるようになっています。これにより、運転士へのリアルタイムな運転指導が可能となり、事故防止につながります。都市間高速線26台に導入しています。

(XI)EVバスの導入

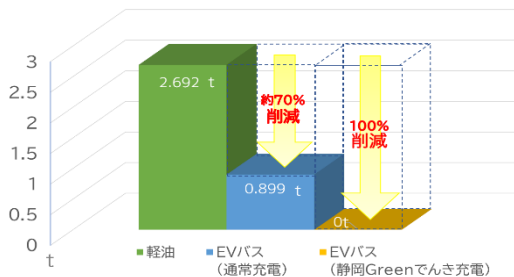
EVバスはモーターにより変速ショックのないスムーズな加減速とエンジン音がしない静寂な走りで、お客様に快適な車内空間を提供します。さらにスムーズな走りは、運転士の作業負担軽減が図れます。



EVバスに搭載されているバッテリー容量は、一般家庭（4人家族）が使用する電力の約1ヶ月分に相当し、災害時の非常電源としても活用できます。

EVバスはディーゼルエンジンのように軽油を燃やさないため、これまでのディーゼル車と比較して1か月の運行で約2トンのCO₂を削減することができます。

小鹿営業所 1ヶ月分のCO₂排出量(1台あたり)



※1「静岡Greenでんき」とは
県内に立地する大井川・天竜川・富士川・安倍川の各水系にある水力発電所の再生可能エネルギー由来の環境価値を活用した静岡県産CO₂排出量ゼロの電気です。

EVバスは、バッテリーからの電気で行走するのでエンジンが無く排気ガスは発生しません。このため、従来のディーゼルバスと比較し、CO₂排出量をゼロにすることができます。但し、充電に使用する電気は、火力発電由来の電気もありCO₂排出量は約70%程度の削減となります。

静鉄バスでは、充電する電気にもこだわり「静岡Greenでんき※1」の導入し、CO₂排出量の完全なゼロを達成しました。

(4) 運転技能判定制度の導入

●制度内容

〔ねらい〕

バス運転士としての必要な運転技能レベルを可視化することで、客観的に自らの課題を把握することができ、その課題を日々改善していくことができる。

〔概要〕

乗務経験年数にあわせた「技能レベル」を3段階（5つのレベル）に分類しそれに応じた実技試験と筆記試験を実施

等級	乗務経験	技能レベル
上級	15年以上	4
中級③	10年以上	3
中級②	4年以上	2
中級①	2年以上	1
初級	2年未満	

●技能判定レベル（例）

技能レベル1	
縦列駐車	リヤコーナーを意識している
鋭角	隘路でのタイヤ位置を理解し操作できる
方向変換	幅寄せと後退技術を持っている
幅寄せ	すれ違いや車庫内での幅寄せを理解し実践している
発車（直線路）	発車、停車時のショックがない操作を身につけている
接客対応	車椅子の乗降方法と接客対応を実践している
緊急対応	車両故障、営業事故発生時に対応すべき行動を実践している

(5) 教育専用施設の開設（安全研修センター）

2022年3月に専用のバス練習コースを備えた教育専用施設を開設しました。年齢・経験を問わず、安全運行に必要な技術・知識・スキル・心構えを備えた運転士を育成することは勿論、当社全社員にとっての「安全の原点」となる施設です。

- ①名称 安全研修センター
- ②開所日 2022年3月24日
- ③所在地 静岡市清水区鳥坂
- ④面積 土地(16,592㎡)、建物(481㎡)
- ⑤特徴 コース 指定教習所基準コース、コース2面、ナイトー完備研修棟 模擬訓練室、適性診断検査室、研修室を完備



● 教習風景



適性診断



動力装置教習



座学



構内教習（車両間隔）



構内教習（交差点操作）



構内教習（急制動）

●メインコース



●サブコース



● 研修棟 1階

構造を知り、基本を学ぶ。



模擬訓練室



モックアップスペース



A・B教室

● 研修棟 2階

安全輸送の重要性を理解する。



C教室



検査室



応接室



安全啓発室 (原点)



事務室 (無線教習)

(6) 自然災害への対策強化

① 災害対策機能付き車両

災害対策機能

大規模災害が発生し事務所が倒壊等により運行管理ができなくなったときに、運行管理を可能にするための設備を完備しております。

目的	搭載装置
情報発信 情報収集	無線機（アナログ・IP・MCA） 広域用無線アンテナ 防災ラジオ パソコン Wi-Fi パスロケーションシステム
運行管理	アルコール検知器 デジタルタコグラフ解析器 簡易金庫開錠機
電源の確保	発電機



運行管理設備



発電機



無線設備



広域用無線アンテナ

点呼実施訓練

防災訓練時に安全運転訓練者内で点呼実施訓練を実施し、災害に備えています。



② 電源の確保

災害時も、一定期間は電源を確保することができ、運行を継続できるように努めています。



発電機



ソーラーパネル



ACアダプター

バッテリー

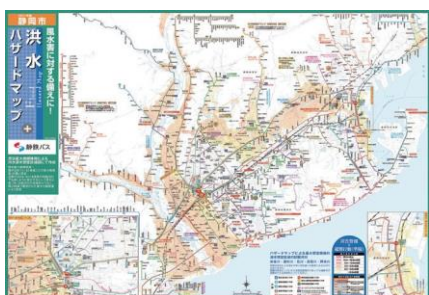
③ 津波・洪水ハザードマップ

津波と洪水の浸水想定エリアを路線図に可視化したハザードマップを運転士は携行しています。

津波ハザードマップ



洪水ハザードマップ



運行中の地震発生時の対応

(乗務員用) 海岸沿い走行中に地震が発生した場合の対応

1. 地震(津波)発生時

- (1) 安全な場所に停車させ、停車場の安全確認とともに、お客様へ安全な姿勢を取るよう案内を実施
※ガソリンスタンド・倒壊の恐れがある建物・土砂崩れ場所は避けること

2. 揺れが収まった後

- (1) 停車場所に危険を感じた場合は、お客様を乗車させたまま、**海岸から離れた高台**を目指し移動する
(乗車されているお客様へ避難する旨の案内を実施すること)

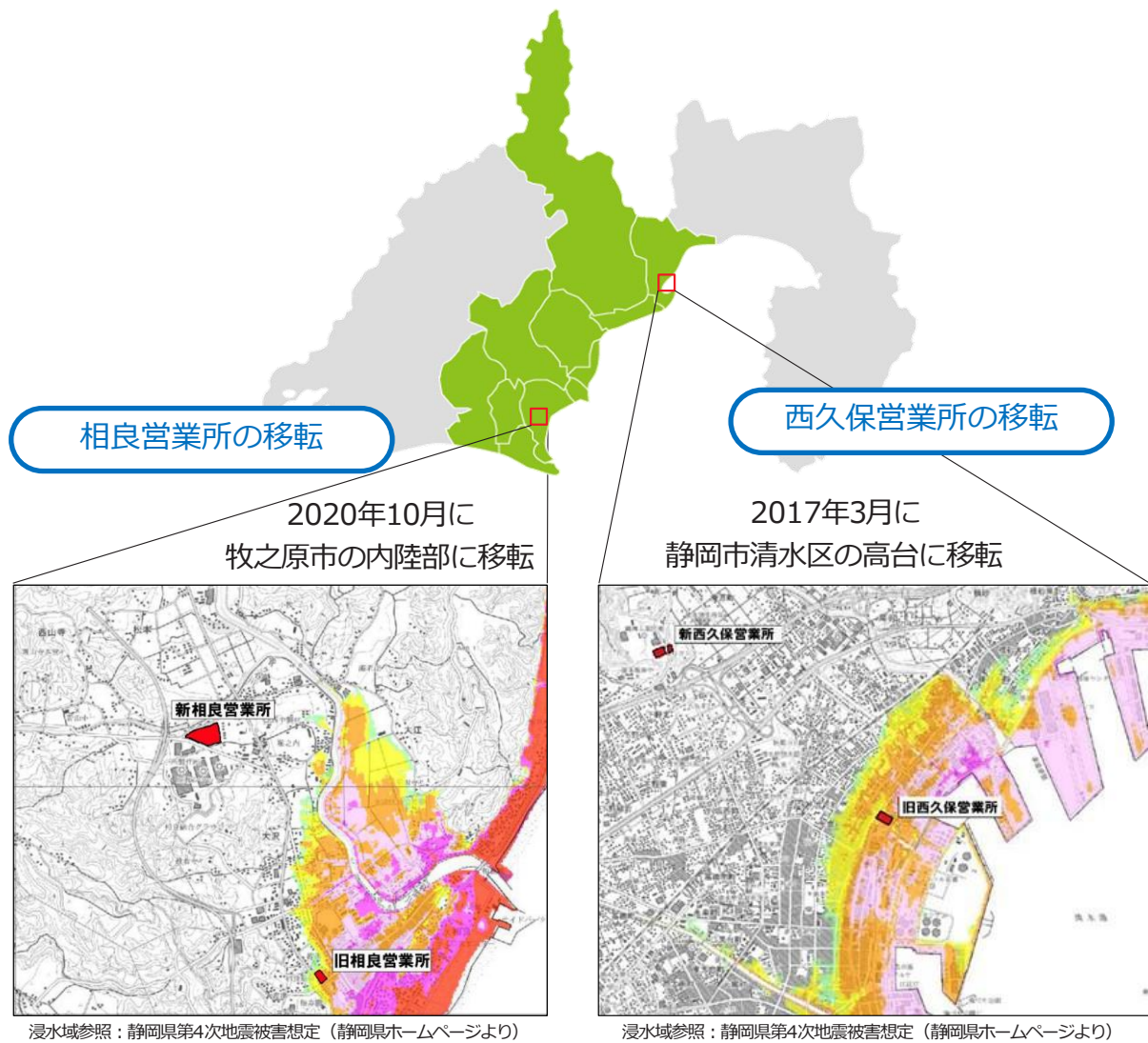
3. お客様案内

- (1) お客様案内
ただ今、地震が発生しております。落ち着いて乗務員の指示に従って下さい。また、立って乗車されているお客様は悪い姿勢で手すり等につかまり、着席をされているお客様は前席の背もたれ等につかまって安全な姿勢をとって下さい。
今からバスを安全な場所に停車し、避難いたします。
支障のある方はお申し出ください。

バス車内へ設置

④営業所の移転（西久保営業所、相良営業所）

静岡県津波浸水想定地域に所在した営業所を移転しました。

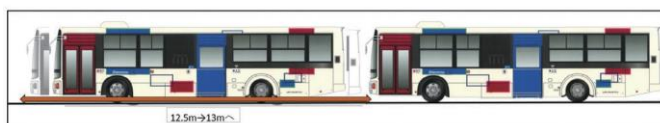
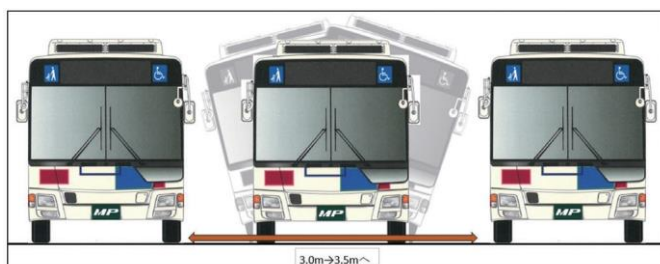


⑤通信の確保

	アナログ無線	MCA無線	MCA無線 (MCAe+)	IP無線
導入場所	一般路線バス 全車両	本社 各営業所事務所内	都市間高速車両	全車両
通話エリア	基地局を中心に エリア全体へ通話	MCA中継局 エリア内	MCAエリア + 携帯電話網	携帯電話網
特徴	電源があれば通話可 通話エリアが狭い	通信規制がかかりに くい。	MCAにIP無線機能が 追加されている。	個別・グループ通話 が選択できる。
				

⑥ 駐車場の拡大

移転した営業所では、大規模な地震でもバス同士が当たらない駐車場の設計をしました。



(1) 乗車時および車内でのお願い

① 車内事故防止への協力のお願い

走行中に席を離れると、転倒などにより思わぬけがをする場合があります。お降りの際は、バスが停留所に着いて完全に止まってから席をお立ちください。

また、安全運転に徹しておりますが、やむを得ず急ブレーキを掛ける場合があります。満席のため、お立ちになってご利用いただく場合には、吊革や握り棒にしっかりおつかまり下さい。



車内事故防止

② 座席はゆずりあってご利用ください

お年寄りや体の不自由な方、妊娠されている方のために優先席を設置しております。一人でも多くのお客様にご着席いただく為、手荷物は空いている座席に置かず、膝の上に置くようお願いいたします。また、静鉄グループでは「ヘルプマーク」の普及活動に取り組んでおります。このマークを付けている方を見かけたら、席をゆずる、声をかける、災害時は安全に逃げるための支援をするといったご協力をお願いいたします。



③ 携帯電話による通話をご遠慮ください

狭い車内での携帯電話等を使用した通話は周りのお客様のご迷惑となる場合があります。乗車時は電源を切るかマナーモードにするなどご配慮をお願いいたします。



④ 危険物の持ち込み禁止

バス・タクシー車内への持込禁止物のご案内
 Notice Regarding Prohibited Dangerous Items on Buses and in Taxis

危険物のバス・タクシーの車内への持込みは、法令により禁止されています。
 Carrying dangerous items onto buses and into taxis is prohibited under law.

危険物の持込みには法律により罰則(20万円以下の罰金)が適用されます。
 Any person who carries Dangerous Goods can be liable for a penalty of up to 200,000 yen.

持込みが禁止されている危険物の代表例 Examples of dangerous items				制限付きで持込みが認められている危険物の代表例 Examples of dangerous items that are allowed with restrictions	
刃物 Blades	可燃液体 Flammable Liquids	可燃液体 Flammable Liquids	大量のマッチ・大量の火油 Large Quantity of Matches/Fuel	制限されている危険物 Restricted Dangerous Goods	制限されている危険物 Restricted Dangerous Goods
過산화水 Hydroperoxide	酸類(劇毒危険物類) Acids	有毒ガス Toxic Gas	*これらのほか、他のお客様に危害を及ぼすおそれのあるものや、ご迷惑をおかけするものは、持込みを禁止しております。 Besides these examples, any items that could harm or bother other passengers are prohibited.	20ヶ以内での持込(火油除く) Small Quantity of Matches (Fuel Excl.)	サイター Cartridge

進行中みだりに運転者に話しかけたり、物品をみだりに車外に投げ捨てることも、法令により禁止されています。
 Talking to the driver without good reason and throwing items out of the vehicle are also prohibited under law.

国土交通省 (公社) 日本バス協会
 (一社) 全日本ハイヤー・タクシー連合会
 (一社) 全客車タクシー協会

危険物の持ちこみ

⑤ 不審物・不審者について

車内又はバスターミナルで不審者・不審物を発見した時は、係員又は運転士にお知らせください。

⑥ 新型コロナ感染症対策のお願い



感染症対策（23年5月8日まで表示）

⑦ シートベルト着用のお願い



走行中はシートベルトをお締めください。

Please wear your seatbelt while bus is in motion.

道路交通法が改正され、走行中は**シートベルトの着用が義務化**されました。**必ず着用してください。**

Seatbelt law has become tighter under amendments to road traffic law. Please always wear your seatbelt.

⑧ 緊急事態が発生した場合



緊急事態が発生した場合には、
運転士の指示に従って行動してください。

In the event of an emergency, follow the driver's instructions.

⑨ 運転士が負傷、外部への連絡が出来ない場合

A

救急車（消防）、警察および
うら面の電話番号に
連絡してください。

Call the paramedics (fire department),
the police, and the phone number
indicated in the back of this flyer.



B

高速道路上では、車外に他の
車両が高速で走行している為、
むやみに車外に出ないでください。

On the highway, other vehicles pass
at high speeds, so please do not leave
the vehicle unless absolutely necessary.



C

火災等が発生し、車外に退避
する場合は周囲の安全に注意
して非常口から車外に避難し、
後方からの車両に注意して
速やかにガードレールの外に
退避してください。

In the event of evacuation of the vehicle due to fire, etc.,
be careful of vehicles approaching from behind
when utilizing the emergency exit,
and get behind the guardrail as soon as possible.



D

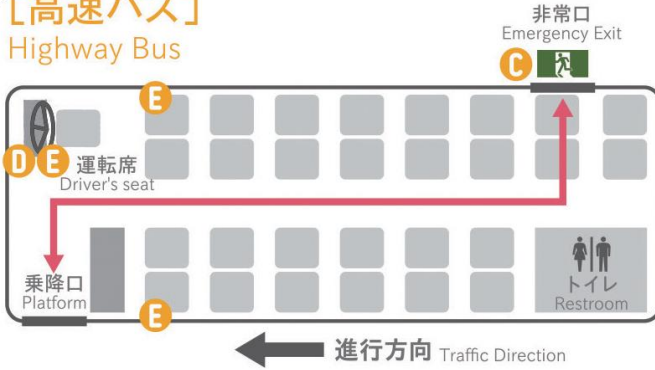
停車後、可能であれば運転席
の「ハザードランプ・スイッチ
の操作※」をお願いします。

After the vehicle has stopped,
please activate the caution lights※
located at the driver's seat.



⑩ 非常口への経路

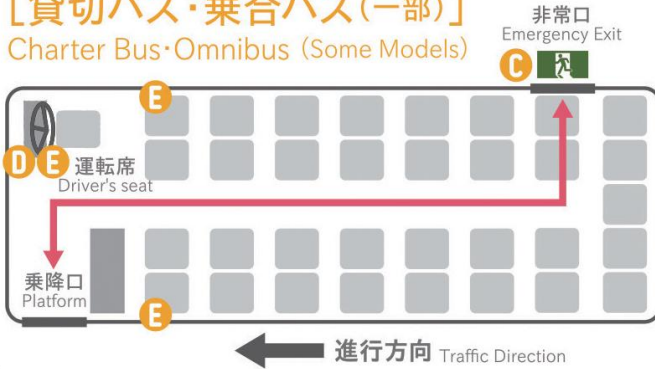
[高速バス] Highway Bus



[高速バス(静岡大阪線)] Highway Bus (Shizuoka Osaka Line)



[貸切バス・乗合バス(一部)] Charter Bus·Omnibus (Some Models)



- C** 非常口は赤いフタをはずし、中にある赤いレバーを引いて扉をあけてください。
To open the emergency exit, remove the red cover next to the exit and pull the red lever inside.
 - E** 運転席非常ボタン/赤色の作動スイッチを押してください。
Driver seat Emergency Stop button/
Press the red Activation switch.
- 客席最前部非常ボタン/
カバーを開けて赤色の作動スイッチを押してください。
Front passenger seat Emergency Stop button/
Open the cover and press the red Activation switch.

しず てつ ねが
静鉄バスからのお願い
Suggestions by Shizutetsu Bus



し ぜん こ ぜに ご よう い
事前に小銭のご用意
ICカード残額のご確認をお願いいたします。

高額紙幣(5千円・1万円)の高額ICカードへのチャージはできません。

Have small changes
and enough amount charged on the card.
No change nor charge IC card by large bills
(¥5,000 or ¥10,000).



しん ごう ま
信号待ちをしているバスや
発車したバスにはご乗車になれません。

次のバスをご利用ください。

We can not let anybody ride
waiting for traffic signal or departed.
Please ride the next bus.



でい きん えん
バス停は禁煙です。
No smoking.



でい す
バス停でゴミのポイ捨ては
やめましょう。
Do not litter.

みなさまのご協力をお願いいたします。
Your cooperation much appreciated.

日頃、バスをご利用いただいているお客様や地域の皆様のご協力を得ながら安全運行に取り組んでおります。

また、お客様がバスを快適にご利用いただけるように情報発信も行っております。

(1) 交通安全啓発活動

① 交通安全啓発活動

バス教室

地元の小学校低学年を対象に「バス教室」を年間約50回開催しています。この教室ではバスの乗り方を教えるだけでなく、交通事故防止の視点から、バス降車後に前後を横断することの危険性やバス運転席からの死角など学んでもらいます。



バス教室

② 外部団体活動への参加

(I) 警察関係

当社は公共交通事業者として、交通事故の撲滅に向けて様々な交通安全の啓蒙活動に参加しております。

また、近年では、静岡県警察様と共同でバスの行先表示機（方向幕）を活用した交通安全運動を全国に先駆けて行っております。

。

交通安全運動



街頭広報活動



交通安全県民運動

飲酒運転根絶運動



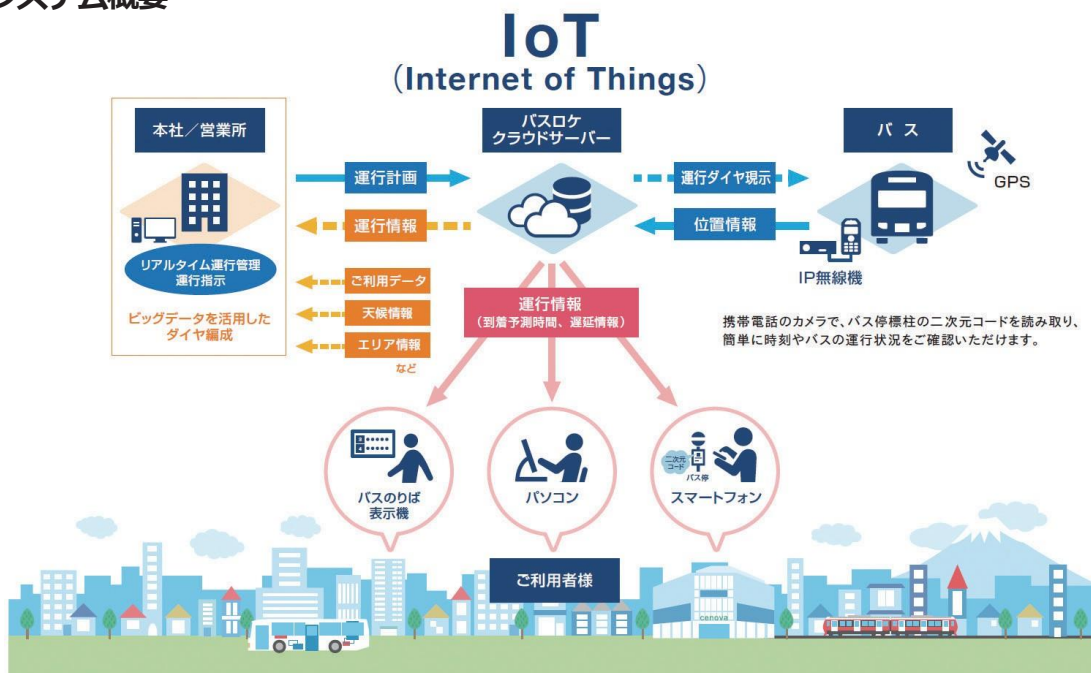
飲酒運転根絶・安全運転宣言書提出

(2) お客様に快適にご利用いただくために

① バスロケーションシステム

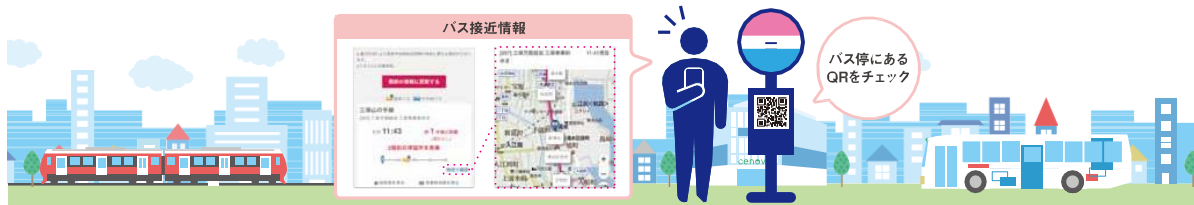
2018年3月に「バスロケーションシステム」と「検索サイト」をリニューアルしました。バスの運行情報を「いつでも」「どこでも」ご確認いただけることに加え、バスだけでなくその他の交通手段との乗換案内を実現し、お客様の利便性向上に努めています。

(I) システム概要



● バス接近情報

時刻、運賃、経路だけでなくバスの運行情報をリアルタイムで確認できます。



● スマートバス停



静岡駅表示器



新静岡表示器

②検索サイト

日本最大級のナビゲーションサービス「NAVITIME」との連携により、バス移動だけでなく、徒歩や鉄道など複数の移動手段に対応したトータルナビゲーションを実現しています。



(3) 当社からのお知らせ

当社で運行する乗合バスと高速バスの情報については各専用サイトからご確認できます。

①ホームページ

(1) 静鉄バス

静鉄バス



静鉄バスホームページ

(2) Shizutetsu Express

Shizutetsu Express



Shizutetsu Expressホームページ

② Twitter

Twitter

← 静鉄バス運行情報【公式】
38件のツイート

静鉄バス

フォロー

静鉄バス運行情報【公式】
@shizutetsubus

静鉄バスの公式運行情報です。路線バスや高速バスの運休や迂回運転、大幅な遅れ等が発生または見込まれる場合に、運行情報をお知らせします。(個別のリプライやDMへの返信は行いませんのでご了承ください)

justline.co.jp 2022年4月からTwitterを利用しています

0 フォロー中 1,034 フォロワー

ツイート ツイートと返信 メディア いいね

静鉄バス 静鉄バス運行情報【公式】 @shizutetsubus · 3月18日 ...

【ShizutetsuExpress】
藤枝・焼津・静岡～「東京ディズニーリゾート®」線3/17より運行を開始しました!!

ご利用お待ちしております🚌🌟
justline.co.jp/express/news/k...

藤枝・焼津・静岡～
「東京ディズニーリゾート®」
2023.3.17

Twitter

(4) お客様からのお問い合わせ、ご意見・ご要望に関して

当社では、今後一層のサービス向上を図るため、みなさまからのご意見・ご要望をお待ちしております。

① ホームページから

ご意見・ご要望の入力フォーム

<https://www.justline.co.jp/contact/>

② 静鉄バスコールセンターから

電話番号 **054-252-0505**

受付時間 **7:30～20:00 (年中無休)**

(1) 安全管理者の選任

選任日：2021年1月1日 取締役安全運行統括部長

安全運行管理者は、旅客自動車運送事業運輸規則47条5項の規定に関する条件を満たしております。

(2) 事業者情報

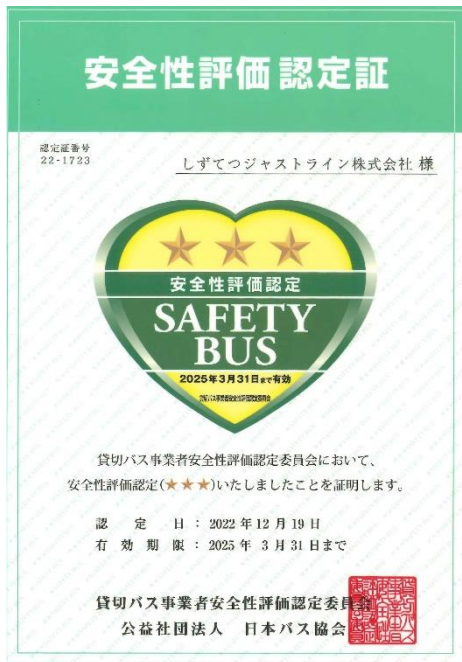
●一般貸切旅客自動車運送事業について

許可年度	2002年度
許可条件	一般貸切旅客自動車運送事業
営業区分	静岡県全域
営業所一覧 (8営業所)	西久保営業所・鳥坂営業所・唐瀬営業所・小鹿営業所・丸子営業所 岡部営業所・相良営業所・浜岡営業所
休憩、仮眠所	同上
バス協会加盟	一般社団法人静岡県バス協会加入
セミナー受講	有り
届出運賃	公示運賃
安全管理規程	国土交通省へ届出済

●貸切バス保有台数

大型	20台	
中型	9台	※西久保営業所（静岡市清水区）～浜岡営業所（御前崎市）の
小型	2台	8営業所に貸切バスを配置しております。
計	31台	

●貸切バス事業者安全性評価認定制度



公益社団法人日本バス協会より、安全に対する取り組みが優良な貸切バス事業者として「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の最高ランク「三ツ星」認定を継続取得しております。

安全管理規程

2006(平成18)年10月1日制定
2009(平成21)年9月16日改定
2014(平成26)年5月1日改定
2015(平成27)年5月16日改定
2016(平成28)年6月1日改定
2019(平成31)年4月1日改定
2019(令和1)年12月16日改定

第1章：総則

(目的)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条の2第2項及び旅客自動車運送事業運輸規則第47条の4の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第2章：輸送の安全を確保するための事業運営の方針等

(安全に関する基本的な方針)

第3条 1. 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全が最も重要であるという認識を徹底させる。
2. 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Action）を確実に実行し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、安全性に関する情報については、積極的に公表する。
3. 輸送の安全の確保は会社における最重要事項であるという認識を徹底し、関係法令および本規程に定められた事項を遵守すること。

(安全を確保するための重点施策)

第4条 1. 前条の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。
1 輸送の安全に関する費用支出および投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
2 輸送の安全確保に関する具体的な目標を定め、それを達成するための具体的な計画を策定し、的確に実行すること。
3 計画が的確に実施されているか、適時適切に内部監査を行い、是正措置または予防措置を講ずること。
4 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
5 輸送の安全に関する教育および訓練の具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。
2. 道路運送法第35条に規定する管理の受委託の実施にあつては、受託者及び委託者は相互に協力・連携し、一丸となつて輸送の安全性の向上に努めること。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 第3条に掲げる方針に基づき、次に定める目標を策定する。

1. 会社全体の年間目標
2. 会社全体の月間目標

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成するため、輸送の安全の確保をするために必要な計画を策定する。

第3章：輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理体制

(社長等の責務)

- 第7条
1. 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。
 2. 社長はじめ取締役は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者がその職務を適正に行うための予算の確保、体制の構築等に必要な措置を講じる。
 3. 社長はじめ取締役は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
 4. 社長はじめ取締役は、輸送の安全の確保をするために業務の実施および管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

- 第8条
1. 社長は、次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築する。
 - 1.安全統括管理者
 - 2.運行管理者
 - 3.整備管理者
 - 4.その他必要な責任者
 2. 運行企画部長「バス事業の営業および管理担当」、安全運行統括部長「運行における管理、教育および車両整備担当」、総務部長「広報、財務を担当」、人事部長「採用および労務管理を担当」(以下「担当部部长」という)は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所長を統括し、指導監督を行う。
 3. 営業所長は、担当部部长の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所を統括し、指導監督を行う。
 4. 安全に関する組織体制および指揮命令系統については、別に定める組織図による。なお、安全統括管理者が病気等を理由に不在である場合における指揮命令系統については、他の取締役が代行する。

(安全統括管理者の選任および解任)

- 第9条
1. 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす中から安全統括管理者を選任する。
 2. 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することになったときは、当該管理者を解任する。
 - ①国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - ②身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - ③関係法令等の違反または輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責任と権限)

- 第10条
- 安全統括管理者は、次に掲げる責任と権限を有する。
1. 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
 2. 輸送の安全の確保に関し、その実施および管理の体制を確立、維持すること。
 3. 第3条の輸送の安全に関する方針、第4条の輸送の安全に関する重点施策、第5条の輸送の安全に関する目標および第6条の輸送の安全に関する計画を実施すること。
 4. 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
 5. 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、社長はじめ取締役に報告すること。
 6. 社長はじめ取締役等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
 7. 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
 8. 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
 9. 輸送の安全を確保するために、必要な教育または研修を行うこと。
 10. その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第4章：輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

- 第11条
- 第3条の輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、第5条の輸送の安全に関する目標を達成すべく、第6条の輸送の安全に関する計画に従い、第4条の輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(安全に関する情報の共有および伝達)

- 第12条
- 社長はじめ取締役と営業所や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なう事態が発見された場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

- 第13条 1. 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は、社則（総括編）総務17条非常事故災害措置規程とする。
2. 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長はじめ取締役または社内の必要な部所に速やかに伝達されるように努める。
3. 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
4. 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき国土交通大臣へ必要な報告または届出を行う。

(輸送の安全に関する教育および研修)

- 第14条 第5条の安全目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育および研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

- 第15条 1. 安全統括管理者は、自らまたは安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合または同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。
2. 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長はじめ取締役に報告するとともに、輸送の安全の確保のため必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置または予防措置を講じる。

(輸送の安全の確保のための業務の改善)

- 第16条 1. 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告または前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告もしくは輸送の安全の確保のために必要と認められる場合には、輸送の安全の確保のための改善に関する必要な方策を検討し、是正措置または予防措置を講じる。
2. 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般または必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

- 第17条 輸送の安全に関する項目を次のとおり、毎年度、外部に対し公表する。
1. 輸送の安全に関する基本的な方針
 2. 輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況
 3. 自動車報告規則第2条に規定する事故に関する統計（総件数および類型別の事故件数）
 4. 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統
 5. 輸送の安全に関する重点施策
 6. 輸送の安全に関する計画
 7. 輸送の安全に関する予算等の実績額
 8. 事故、災害等に関する報告連絡体制
 9. 安全統括管理者、安全管理規程
 10. 輸送の安全に関する教育および研修の計画
 11. 輸送の安全に関する内部監査結果およびそれを踏まえた措置内容
- 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合は、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全の確保に関する記録の管理等)

- 第18条 本規程は、業務の実態に応じて定期的に見直しを行う。
- ②輸送の安全の確保に関する事業運営上の方針の作成に当たった会議の議事録、報告体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長はじめ取締役に報告した是正措置または予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- ③前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録および保存の方法は別に定める。

第5章：事業の管理の受委託に関する取扱い

(適用する運行管理規定)

- 第19条 事業の管理の受委託に係る運行管理に関しては、受託者の定める運行管理規定による。

(運行管理者に対する届出)

- 第20条 管理の受委託に係る統括運行管理者及び運行管理者の選任・変更・解任が生じた場合は、受託者から委託者へ速やかに報告するものとし、委託者が届け出るものとする。

(事故に対する報告等)

- 第21条 事業の管理の受委託に係る路線において、自動車事故報告規則に基づく事故が発生した場合には、受託者から委託者へ速やかに連絡、報告を行い、委託者は受託者より速やかに報告を受け、所轄運輸支局へ報告等の必要な措置を講ずるものとする。

当社の「安全」への取り組みに関しまして、
ご意見・ご要望などがございましたら、お待ちしております。

【ご連絡先】 安全運行統括部 運行保安課

<https://www.justline.co.jp>